

3 栄養維持の方法

該当項目に○をする。 中心静脈栄養法及び経腸栄養法による1日当たり熱量は、1週間の平均値によるものとする。

① 中心静脈栄養法

- ・ 開始日 年 月 日
- ・ カテーテル留置部位 _____
- ・ 器具の種類 _____
- ・ 最近6ヵ月間の実施状況 (最近6ヵ月間に 日間)
- ・ 療法の連続性 (持続的 ・ 間歇的)
- ・ 熱量 (1日当たり Kcal)

② 経腸栄養法 (「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。)

- ・ 開始日 年 月 日
- ・ カテーテル留置部位 _____
- ・ 最近6ヵ月間の実施状況 (最近6ヵ月間に 日間)
- ・ 療法の連続性 (持続的 ・ 間歇的)
- ・ 熱量 (1日当たり Kcal)

③ 経口摂取

- ・ 摂取の状態 (普通食、軟食、流動食、低残渣食)
- ・ 摂取量 (普通量、中等量、少量)

4 便の性状 (下痢、軟便、正常)、排便回数 (1日 回)

5 検査所見 (測定日 年 月 日)

赤血球数	/mm ³	血色素量	g/dl
血清総蛋白濃度	g/dl	血清アルブミン濃度	g/dl
血清総コレステロール濃度	mg/dl	中性脂訪	mg/dl
血清ナトリウム濃度	mEq/l	血清カリウム濃度	mEq/l
血清クロール濃度	mEq/l	血清マグネシウム濃度	mEq/l
血清カルシウム濃度	mg/dl		

参考 障害程度等級表（解説）

小 腸 機 能 障 害		
	小腸の状態	栄養維持の方法
1 級	a 疾患等により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時 75cm 未満（ただし乳幼児期は 30cm 未満）になったもの b 小腸疾患により永続的に小腸機能の大部分を喪失しているもの	栄養維持が困難となるため、推定エネルギー必要量の 60%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるもの
3 級	a 疾患等により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時 75cm 以上 150cm 未満（ただし乳幼児期は 30cm 以上 75cm 未満）になったもの b 小腸疾患により永続的に小腸機能の一部を喪失しているもの	栄養維持が困難となるため、推定エネルギー必要量の 30%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるもの
4 級	小腸切除又は小腸疾患により永続的に小腸機能の著しい低下があるもの	通常の経口による栄養摂取では栄養維持が困難となるため、随時（6ヶ月の観察期間中 4週間程度）中心静脈栄養法又は経腸栄養法で行う必要のあるもの

○「栄養維持が困難」とは、栄養療法開始前に次の2項目のうちいずれかが認められる場合をいう。

1 成人においては、最近3か月間の体重減少率が10%以上であること。15歳以下の場合においては身長及び体重増加が認められないこと。

2 血清アルブミン濃度3.2g/dl以下であること。

○小腸大量切除を行う疾患、病態

上腸間膜血管閉塞症・小腸軸捻転症・先天性小腸閉鎖症・壊死性腸炎・広汎腸管無神経節症・外傷・その他

○小腸疾患で永続的に小腸機能の著しい低下を伴う場合があるもの

クローン病・腸管ペーチェット病・非特異性小腸潰瘍・特発性仮性腸閉塞症・乳児期難治性下痢症・その他の良性的吸収不良症候群

（表1）日本人の推定エネルギー必要量

年 齢 (歳)	エネルギー (kcal/日)	
	男	女
0～5 (月)	550	500
6～8 (月)	650	600
9～11 (月)	700	650
1～2	950	900
3～5	1,300	1,250
6～7	1,350	1,250
8～9	1,600	1,500
10～11	1,950	1,850
12～14	2,300	2,150
15～17	2,500	2,050
18～29	2,300	1,650
30～49	2,300	1,750
50～69	2,100	1,650
70以上	1,850	1,500

「食事による栄養摂取量の基準」

（平成27年厚生労働省告示第199号）